

生活の情報

平成 31 年 (2019 年) 3 月 No. 4

鎌倉市市民相談課

鎌倉市消費生活センター

電話 24-0077

「簡単にもうかる」「誰でも成功する」などの もうけ話に注意！

～「副業」「投資」の情報商材～

パソコンやスマートフォンのインターネットで、「誰でも」「簡単に」高額収入が得られるなどの広告を見たことはありませんか。

「説明されたようにもうからない」、「返金してほしい」などの相談が多くなっています。

副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」といいます。寄せられた事例と被害に遭わないための注意点をお伝えします。



<事例 1>次々と高額な契約をさせられたが、約束のサポートがない！

「誰でもすぐに収入が得られる」というメールマガジンに登録し、30万円で情報商材を購入した。見ると一般的な内容で、具体的なしくみに関する説明がない。苦情を伝えると50万円の上位コースを勧められた。「今なら半額」「必ずサポートする」というので契約したが、全くサポートがなく、連絡がとれなくなった。

<事例 2>投資用の情報商材をクレジットで購入したが解約したい！

スマホでFX自動売買の動画広告を見た。「何もしなくてももうかる。もうからなければ全額返金する」とあったので情報商材とソフトをクレジットカード数枚を使い、リボ払いで購入したが、思ったようにもうからない。返金を求めたがサポートセンターに電話が繋がらず、連絡がつかない。カードの支払いだけが続けている。

◎ 情報商材は購入するまで実際の内容を確かめることができません。

高額な契約を勧誘されたり、事業者の説明に不安を感じたら、キッパリと断ることです。住所や電話番号の記載がなかったり、連絡先がうその場合もあります。

約束が守られなくても連絡が取れなければ解約を求めることもできません。うまい話を並べる相手は信用しないようにしましょう。

◎ 投資はリスクがつきもの。もうかる保証はありません。

FX（外国為替証拠金取引）や仮想通貨などはしくみが難しく、海外の事業者がからんでいるケースも多くみられます。詐欺的なサイトも少なくありません。クレジットやローンは借金です。広告の「返金保証」を信じ、借金をしてまで情報商材を購入してはいけません。よくわからない、怪しいサイトに連絡をとるのはやめましょう。

ここに注意！

① 簡単に高額収入を得られることを強調する広告・宣伝

ノウハウがあれば誰でも大金を手に入れられることや簡単な作業であることを強調する広告は要注意。また、実際に大金を稼いでいるという成功者が体験を語る広告がありますが、本人かどうかを確かめることはできません。

② 次々に契約を迫るなどの強引な勧誘

気軽な気持ちで問い合わせた無料のメルマガや安価な情報商材を契約し、それをきっかけに高額なステップアップコースやセミナーへの参加、コンサルティング、ソフトウェア等の契約をさせられるケースがあります。「限定〇人」「今だけの特典」など契約を急がせる言葉にはのらないようにしましょう。

③ 広告のセールストークをうのみにしない

相談の例を見ると、実際はあまり価値のない情報が高額で販売されているようです。事業者の「返金保証がある」「100%元がとれる」「もうかるまでサポートする」などの説明は守られないことがあるため、安易に信用しないようにしましょう。

④ 「次はもうかるかも」は危険です

以前トラブルを経験したのに何度も違う情報商材を購入し、「ここなら信じてみよう」と繰り返し同じようなトラブルにあってしまう人がいます。一度トラブルにあったら怪しい広告には近寄らないことが大切です。

鎌倉市消費生活センターにご相談ください。

相談日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
相談場所	市役所 本庁舎 1階 44番窓口
相談受付時間	9時30分～16時
電話	0467-24-0077
FAX	0467-23-3445

